

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 人材パワーアップセンター
所在地	千葉県松戸市稔台1-25-6ハーベストヒル101
評価実施期間	令和5年 8月 25日～ 令和6年 3月 31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	柏市立豊住保育園 カシワシリットヨスミホイクエン		
所在地	〒277-0071 柏市豊住3-1-43		
交通手段	東武アーバンパークライン 新柏駅より徒歩5分		
電 話	04-7174-7197	F A X	04-7173-4702
ホームページ	https://www.city.kashiwa.lg.jp		
経 営 法 人	柏市役所		
開設年月日	昭和49年4月		
併設しているサービス	あかちゃんほっとステーション設置, AED設置施設		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	17	18	26	30	30	130		
敷地面積	2,314.95㎡			保育面積		981.17㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による内科健診, 歯科健診, 身体測定(毎月), 尿検査(4・5歳児) 視力検査(3・4・5歳児), 健康・衛生指導 他								
食事	自園調理による給食, アレルギー除去食対応								
利用時間	午前7時から午後7時まで								
休 日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)								
地域との交流	園庭開放, 育児講座, 幼保こ小との連携, 体験学習, 実習生の受け入れ								
保護者会活動	定期総会, 役員会, 園行事								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	23	26	49	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	33	1	1(巡回)	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		7		
	子育て支援員	事務補助員	業務員	
	4	1	2	
	保育補助員			
1				

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市役所保育運営課入園担当へ郵送での申し込み。	
申請窓口開設時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝祭日，年末年始を除く）	
申請時注意事項	柏市役所保育運営課入園担当までお問い合わせください。	
サービス決定までの時間	入園申し込みスケジュールの結果回答予定日参照。	
入所相談	柏市役所保育運営課，または各保育園にお問い合わせください。園見学も随時受け付けています。	
利用代金	0歳児から2歳児：保護者が居住する市町村が定める利用料 3歳児から5歳児：無償化	
食事代金	3歳児から5歳児 5,400円/月（主食費：400円，副食費：5,000円）	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【柏市立保育園の保育目標】 生きる力を持つ子ども</p> <p>【園目標】心も体もたくましい子に ～やさしい心，元気な体，がんばる気持ちを大切に～</p> <p>《心も体も健康に過ごせるようにします》 十分に遊ぶこと，食べること，寝ることを大切に規則正しい生活リズムを身につけ，心地よく過ごすことでいろいろなことに挑戦していこうという意欲や生きる力に繋げていくようにと考えています。</p> <p>《自分のまわりや人を大切にするお子さんを育てます》 ありのままの自分を受け入れてもらうことで自己肯定感がうまれます。このことが，まわりの人への優しさや，相手を理解しようとする気持ちに繋がります。自分の気持ちを十分に表現しながら，友だちとの関わりの中で遊べるようにしていきたいと思ひます。</p> <p>《お子さんの成長を共に喜び合ひます》 いろいろな人とのかわりの中でお子さんたちは成長していきまひます。家庭や地域と共に，一人ひとりの育ちを見守っていきまひたいと思ひます。</p>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東武アーバンパークライン新柏駅より，徒歩5分の閑静な住宅地の中にあります。 ・自然の四季が感じられるよう春にはチューリップロード，夏にはひまわりロード，秋にはコスモスロードと四季折々の花でお子さんの登園を迎え入れています。 ・園庭の一部には，シロツメクサが敷き詰められ，花摘みや四葉のクローバー探しなどお子さんたちに人気ある遊び場があります。 ・「遊ぶ」「食べる」「眠る」ことの3つに重点をおき，丁寧にかわる中で，お子さん一人ひとりが安心して過ごせるようにしています。また生活する中で自分や友だちを大切にする心が育めるよう保育を進めています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日当たりの良い広い園庭では，身体をしっかり動かして遊ぶ時間を毎日大切にしています。また，体作りにピアノの曲に合わせ動くリズム遊びを取り入れ，身体を動かす楽しさを味わっています。 ・異年齢との交流の中で，年上の子に憧れを持ったり，年下の子に優しく声をかけ，可愛がったりするなかかわりを大切にしています。 ・コロナ禍で今はお休みとなっていますが，老人会の方々を行事へお誘いをして地域の方との交流なども行っています。 ・プランターや畑で野菜の栽培や収穫を楽しんだり，食材の興味を広げたりし，またクッキングを通し作る楽しさなども感じられるよう食育活動に取り組んでいます。食事の時には，アレルギーのあるお子さんへの配慮の他，個々の食事のペースに合わせ楽しい食事となるようにしています。 ・こどもの日，七夕，お月見，お正月遊び，節分など伝承行事を行い，季節ならではの経験を大切にしています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 職員の教育研修に関する基本方針が明確化され、人材の育成に積極的に取り組んでいる。

職員には研修体系に基づいた中長期の研修(園外・園内)が用意され、新規採用職員や若手職員向けの専用研修もあります。リーダー育成には、新規採用職員専任教育担当者養成や保育リーダー向けの研修が専任で担当し、指導と評価を行なうことでOJTを確実に回しています。この様な多種多様な研修プログラムと研修機会によって人材の育成に積極的に取り組んでいます。

2. 苦情・意見の受付の多様化と迅速な対応が強みです。

苦情、意見の窓口(受付方法)は入園のしおりや玄関のポスター「ご意見ご要望があるときには」で苦情相談窓口を明示しています。それ以外では市に直接申し出ることもできます。保護者から苦情があった際には苦情シートに記録し、園長や副園長、担任などが情報を共有し複数人で迅速に対応するようにして解決策は保護者に説明しています。園の特徴とするところは普段の送迎時会話や連絡帳や個人面談等で保護者とのコミュニケーションを十分に取るようにして、その結果保護者と職員は何でも話せる人間関係を築いていることです。会話の中でほとんどの問題は解決してしまいます。苦情窓口をあえて利用しなくても問題を迅速に解決してしまう仕組みが強みになっています。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 地域における子育て支援の取り組みを期待します

コロナ禍で、地域交流を中止していましたが、11月より地域の子育て家庭へ園庭開放を再開し、ポスターを貼り、周知しました。また、育児講座など行って交流の場を提供していく予定(2月)で計画を進めています。コロナ禍でも電話での育児相談は行い、園見学で訪れた親子から出た質問などから、地域の子育てニーズの把握に努めています。散歩時に会う地域の人との挨拶や園庭開放の案内などを進め、子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っています。地域の拠点として子育て支援の更なる取り組みを期待します

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価委員からの評価について、細かく評価コメントいただきました。保護者アンケートによるご意見、感想は、職員間でしっかり受け止めていき、さらなる職員の資質向上、人材育成の取り組みと保護者の方とのコミュニケーションの充実にむけて、取り組んでいきたいと思えます。

さらに取り組みが望まれるところに関して、今後も子育て支援の取り組みを行い、気軽に保育園に遊びに来てもらえるような場所としての保育園をアピールし、園庭開放を充実、育児講座の企画、実施へと繋げていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
II	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4			
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
	2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3			
		16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4			
	3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2			
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
	4 子どもの発達支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4			
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4		
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
	5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
	6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
	計				136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価者コメント) 保育理念や保育方針は、入園のしおりやホームページに記載されており、事務室や各クラスにも掲示されていて、そこからは園の実施する保育の内容や保育の目指す方向、考えを読み取ることが出来ます。保育目標である「生きる力を持つ子ども」に沿って、年間目標や各クラスの目標を設定し、遊ぶ、食べる、眠ることの3つを重視して、子どもたちが自分や友だちを大事にする保育を行っています。保育方針からは五領域を読み取ることが出来、年間計画や年間指導計画等は保育指針に沿って作成しています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価者コメント) 保育理念・方針や園目標、年間目標は事務室や各クラスに掲示して職員は常に確認できるようにしています。新規採用職員には年度初めに資料を配布し、園長が説明することで保育理念・方針や園目標の周知を図っています。日常的に研修や報告等を通じて、保育の共有化や方向性の確認、理念の理解を深めるよう努めています。実践面では日々の保育の振り返りや指導計画の作成・話し合いを行い評価・反省を通して職員への周知・理解を深めています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価者コメント) 利用者には入園説明会、見学会等でパンフレットやパワーポイントを使って保育理念・方針や園方針、保育目標を説明しています。また入園のしおりやホームページ等で保育理念・方針や園目標を閲覧できるようにしています。実践面では毎月の「園だより」「クラスだより」「ドキュメンテーション」、保護者会や保育懇談会等で日々の保育の様子や各種行事の報告、保育士の思い等を伝えています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価者コメント) 保育理念・方針に基づき年間指導計画を作成し、それを踏まえて行事計画や各年齢の指導計画、発達経過記録簿を作成しています。実施状況(行事、日常保育)の評価についてはその都度振り返りを行い、行事ごとに自己評価を行い課題を明確化しています。また、計画に合わせて月末、期末に全体評価を行います。工夫した保育の方法を職員間で共有し運営の透明性に取組んでいます。事業計画を遂行するため危機管理担当や子育て支援担当、園内保育研修担当等が役割を分担して組織的に取り組んでいます。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価者コメント) 各計画を策定する際は、保育・乳児・幼児リーダー会議、職員会議、週案会議、アレルギー会議、階層別会議等様々な会議があり職員は出席して意見を出し合っています。策定した方針や明確になった課題は昼礼、週案会議、職員会議で伝え職員の情報共有を図っています。計画の実施状況や評価については、計画に合わせて月末や期末に定期的に行い課題を明確にして次年度に繋げて行きます。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価者コメント) 実践面で職員の意見による改善例では、ボードに「やりたいことリスト」を作り誰でも「書く」「読む」事が出来るように「意見の見える化」を行いました。また、「ずれ勤」(シフト)職員にも確実に連絡事項が伝わるよう昼礼を重視するようにしました。正規職員は人事評価シートを基に園長との面談を経て個人の課題を明確にすることが出来、園長は職員の意見を尊重することで公平な評価をしています。職員が意見を述べる場として「職員会議」「階層別会議」「クラス会議」「フレッシュ会議」等があり、意見を出しやすい(意見を聞く)場の工夫をしています。</p>		

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価者コメント) 全職員が遵守すべき法令の研修は園の研修体系に従って行いますが、特に新規採用職員は採用時に研修を行い守秘義務や個人情報保護について周知する機会を設けています。会計年度職員(非常勤職員)については毎年の契約更新時に資料を配布し遵守すべき法令の周知を図っています。特に個人情報の取り扱いについては、園で知り得た情報やプライバシーについて、口外しない、書類は持ち出さない、鍵をかける等の対策を徹底しています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価者コメント) 人材の採用については柏市の就職説明会にて年2回保育士の募集をしています。ただ、突発的な職員の不足があった場合はフリー保育士、事務室職員、時間外等で対応しています。職員の役割は立場によって内容が決められ一覧表になっているので誰もが確認することが出来ます。人事評価制度は基準が明確であり、制度に基づいて職員は人事評価シートを作成し、園長との面談し課題や評価を明確にしています。会計年度職員についても自己評価シートを作成して自分の役割を確認し、結果についてはフィードバックする仕組みになっています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価者コメント) 職員の有給休暇の消化や時間外労働時間はデータ化し定期的に確認しています。有給休暇は自由に取ることができ、休暇の取得が少ない職員については個人的に声掛けをして取得を促しています。職員からの問い合わせや相談にはすぐに対応するよう心がけています。福利厚生事業については、利用することができるリストの項目の中から自分の希望するものを選ぶことが出来ます。育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みで長く働きやすい職場環境造りに取り組んでいます。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価者コメント) 職員は研修体系に基づいた研修(園外・園内)を受ける機会があります。また、新規採用職員や若手職員向けの研修も用意されています。リーダー向けには新規採用職員指導担当者向けや保育リーダー向けの研修を用意して専門的人材の育成に努めています。職員の育成計画・目標は階層別に期待される役割を明示して目標としています。新規採用職員の現場研修は、一人の新職員につき専門研修を終了した職員を専任で担当させ指導と評価を行ないOJTを回しています。この様な多種多様な研修プログラムと研修機会によって人材の育成に積極的に取り組んでいます。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価者コメント) 職員は園内保育研修会の中で子どもへの関わり方、言葉掛けについての共通理解を深め、権利擁護についての周知に努めています。また、新規採用職員は採用時や新人研修で、人権や最善の利益について勉強して認識を共有しています。職員は不適切な言動が無いように、研修に参加したり柏市で作成した「エール」(ICT)を共有し保育の振り返りを行い、保育の中では担任同士で日常的に話し合いを行っています。子どもたちに対して日々の視診や気づきを意識するようして虐待が疑われる場合は上司に報告し、職員間で情報を共有し、関係機関とも連携しています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価者コメント) 個人情報保護方針は入園のしおりや運営規定、市のホームページに記載、掲示しています。利用者には、入園説明会や同意書で個人情報の取り扱いについて丁寧に説明し同意を得ています。個人情報書類の取扱いは、鍵のある場所に保管し、持ち出しの際には園長、副園長に報告して、必ずその日に戻して報告をする事を徹底しています。新規採用職員は採用時に、実習生やボランティア等にはオリエンテーション時に個人情報の取り扱いを説明し周知を図っています。		

13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価者コメント) 利用者の意向や要望は、送迎時の日常的な会話や連絡帳、個人面談、保護者会、行事後のアンケートの機会を利用して把握するように努めています。日常の送迎時や連絡帳で保護者とのコミュニケーションを取るよう工夫して、意見や相談を受けやすい環境にして出された相談等にはすぐに対応できるようにしています。特別な話し合いでの保護者との関りは記録を残しています。また、子育て相談の記録用紙の活用も行っています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価者コメント) 苦情、意見の窓口(受付方法)は入園のしおりや玄関のポスター「ご意見ご要望があるときには」で苦情相談窓口を明示しています。それ以外では市等に直接申し出ることができます。保護者から苦情があった際には苦情シートに記録し、園長や副園長、担任などが情報を共有し複数人で迅速に対応できるようにして解決策は保護者に説明しています。苦情を受け付ける特定の窓口がある以上に、普段の送迎時や連絡帳で保護者とのコミュニケーションを取るようになっている為ほとんどの問題はその時点で解決してしまい、苦情窓口をあえて利用しなくても普段のコミュニケーションの中で問題を解決してしまう仕組みが園の強みになっています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価者コメント) 年2回の柏市夢プランと園独自の自己評価を行い保育の質の向上や見直しに努めています。年間計画や月間指導計画、週案などを作成し(P)、実践し(D)、振り返り自己評価し(C)、保育の質の改善・向上(A)に向かってPDCAのサイクルを継続して実施しています。今回初めて福祉サービス第三者評価を実施し、結果をWAMNETに公表し社会的責任を果たします。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価者コメント) 保育に関しては保健と安全についてのマニュアルがあり、それぞれ各クラスに置き、時期、季節の行事前には必ず確認し計画の策定や実施に活用しています。マニュアルの見直しについては、公立保育園全体に及ぶマニュアルは園長会議で審議し、保育園独自の運用が可能な、例えば危機管理(園に直接関係する部分)については基本となるマニュアルを基に毎年担当職員を中心に職員の意見を取り入れながら実態に合わせて見直しを行ってま。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価者コメント) 園見学は随時受け付けており柏市ホームページ「はぐはぐ柏」ホームページに問い合わせや動画で園の様子・設備等の情報を紹介しています。一斉の見学会は11月に柏市全体で土曜日も含め実施しています。見学会では子どもたちの園舎・庭での姿を見てもらい、要望に応じて保育園ガイドを活用しながら見学者と質疑応答を行っています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価者コメント) 入園説明会は3月上旬に、入園のしおりに沿って保育園の方針や施設概要をパワーポイントの使用や持ち物の実物を見せて説明し、保護者の同意を得ています。2月の入園前の面談は、園長、保育者、看護師が個別に実施し、保護者の意向を確認して記録し、担任へ引き継いでいます。年度当初の保育懇談会や個別懇談会で、懇談会資料を配布し、保育方針や内容、園目標などを説明しています。行事の予定表や行事の取り組み等は連絡アプリなどで随時知らせています。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価者コメント) 柏市の全体的な計画を基に、園の保育園目標や内容、子どもの背景にある家庭環境への配慮を考慮し、園長を中心に全職員が参画し、全体的な計画を作成しています。年度初めに、保育所保育指針にある養護・教育の視点を踏まえながら、年間目標、年間指導計画、月間指導計画、発達経過記録、食育年間計画などを各クラスで話し合い作成しています。引継ぎ票を基に、各家庭の状況を把握し、職員会議・週案会議等で情報を共有し、周知しています。		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 柏市の全体的な計画を基に、各年齢の年間指導計画や月案、週案、発達経過記録等の作成を行っています。特別な配慮が必要な子どもに対して個々の発達や状況を踏まえ、具体的なねらいや内容を設定したうえで個別記録表や発達支援個別計画表を作成し対応しています。5歳児については、学校入学に備えた事項を細かに記載した接続期カリキュラムを用意しています。子どもの発達過程に合わせた保育内容や季節を感じられるような遊びを行っています。年度末に全体的な計画を基に各クラスごとに担当が振り返り、評価反省を行って見直し、全職員間で共通理解をして次年度の計画に繋げています。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 子どもの年齢に合わせた玩具や遊具等を子どもが自由に選び遊べるように用意しています。室内には、コーナーを作るなどして、異なる遊びの空間を作り、それぞれの好きな遊びができるようにしています。幼児組ではサークルタイムとして話し合いの場を取り入れ、自分の思いを伝えたり、相手の思いを聞いたりしています。夏祭りには子どもたちが焼きそば屋、ポップコーン屋、金魚すくい、ヨーヨー釣りなどのお店を出すことを話し合っ決めました。お月見会では、5歳児がお団子の作り方を教えました。子どもの主体性を尊重し、子どもの思いや願いを受け止め、子どもが安心感、信頼感を持って活動できるような保育を実践しています。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 園内の自然の変化を感じ、四季の草花、生き物を観察したり、触れるなど自然に触れ合える機会を作り、保育に活用しています。幼児クラスは、プランターで季節の野菜や米を栽培し、水やりをして収穫の喜びを味わっています。5歳児は、年に3回ほどクッキング(お団子作りなど)を実施し、バス遠足で茨城自然博物館へ出かけました。また敬老の日に、シニアクラブ(老人会)の人に手紙や手作りプレゼントを送り、地域の人達との交流も行いました。野菜の栽培や生き物の飼育(ヤゴからトンボ、アゲハ蝶、カブト虫、蚕など)を行ったり、季節にちなんだ歌や制作活動(どんぐりで楽器を作る、しろつめぐさで花環作りなど)、伝統行事などを行い、さまざまな経験の機会を作っています。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 職員は、子ども同士がお互いの思いを受けとめ関わり合えるよう、子どもの思いを汲み取り代弁したり、子どもが自ら気付けるような言葉かけを行っています。乳児クラスでは、噛みつき・ひっかきのトラブルに対して子どもの思いを受け止め、気持ちに寄り添いながら適切な言葉かけをして対応し、全職員で情報を共有しています。幼児クラスでは、子ども同士で話し合い、お互いの思いを受け止め、解決できるように見守ったり、援助したりしています。生活や遊びの中で相手を思いやる気持ちや順番や決まりなど、社会的ルールを身につけられるよう努めています。週に1度の体操(全員)や時間外保育、当番活動(水やり、おもちゃ運びなど)や行事等を通して、思いやりやいとおいしいと思う気持ちが育むよう、異年齢児との交流を行っています。</p>		
24	<p>特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもに変化があった場合や疑問に感じたことはクラスで共有し、上司に報告しています。また、会議等で子どもの様子を伝え職員は周知しています。特別な配慮を必要とする子どもに対して、個別の発達支援個別計画を作成し、日々の保育の中の気づきを記録し、発達センターの巡回指導(年2~3回)を活用して相談、助言を受け対応しています。子どもへのきめ細やかな配慮と共に、日々の送迎時や個別面談等で、保護者との連携も大切にしています。職員は発達支援研修等を受けています。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント) 朝、夕の延長保育利用の連絡や引き継ぎは、職員間で漏れないように出欠ノートに記入し口頭でも伝えていきます。保護者には連絡帳を活用し、子どもの健康状態等、必要な事は口頭で伝えていきます。職員は時間外保育士研修を受けています。朝夕の延長保育時間や土曜保育では、興味や発達に合わせて玩具の入れ替えを行い、安全に留意しながら年齢の異なる子どもが穏やかな気持ちで安心して過ごせるように環境を整えています。18時以降利用している子どもに対しては、おやつを提供を行っています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 年2回の個別面談、保育参観、懇談会などを定期的に行い、要望や相談内容を記録し園全体で共有しています。日々の子どもの様子を送迎時や連絡帳で伝えてコミュニケーションを取り、保護者が相談しやすく、話しやすい環境を心がけています。保護者から相談があった際には上司に報告し、記録に残し対応しています。子どもの活動内容はホワイトボードや連絡、ドキュメンテーションの写真の掲示などで、保護者に伝えていきます。就学に向けて、幼保こ小(幼稚園・保育園・こども園・小学校)会議に参加し、5才児の学校訪問や見学など就学に向けての移行がスムーズにできるようにしています。小学校へは保育所児童保育要録を作成し、引継ぎ会で情報を伝えていきます。巡回指導や就学前相談など、子どもの成長、発達に合わせ関係機関と連携を図っています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント) 委託医による内科健診(年2回)と歯科健診(年1回)、身体測定(月1回)、視力検査を実施しています。送迎時の保護者からの情報や登園時の視診や保育中の子どもの健康状態を観察し、看護師と職員は情報共有を行っています。職員はSIDSの対応として、0歳児5分ごと、1～2歳児10分ごと、幼児は30分ごとに呼吸チェックを行い、睡眠チェック表に記録しています。職員はSIDS講習を受け、保護者にはポスターを掲示し、個別面談や保育懇談会で情報提供を行っています。虐待が疑われる場合には、着替え時や子どもの変化をよく観察し、園長に報告しています。市の保育運営課に報告し相談しながら、継続観察を行い記録しています。また、関係機関とも連携し対応しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント) 保育中の体調不良や怪我等救急対応が必要な場合は、応急処置を行い保護者へ連絡し、子どもの状況を知らせていきます。発熱、体調不良等の際は、体調不良児を個別対応し、保護者に早めの迎えの依頼をして感染予防に努めています。職員が適切な処置を行うことができるよう看護師から嘔吐処理、救命救急の研修を受け、全職員が対応できるようにしています。感染症発生時は、発生状況を把握するとともに、保育運営課、保健所に連絡し指示に従うとともに、掲示板等で掲示し、保護者に連絡しています。保健だよりを毎月発行し、流行中の感染症を掲示して予防に努めています。各クラスや事務室に救急箱を設置し、消毒液についてはすぐに使えるように、消毒液用の蛇口が施されています。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 年齢に合わせ各クラスごとに食育計画を作成し、期ごとに振り返りを行い次期に繋げています。野菜の栽培、収穫する喜びを体験し、年長組はクッキングを通して食への関心を深めています。担任は給食時にメニューを通して食べ物の効能を伝えたり、食材に興味を持てるように会話に取り入れています。栄養士の巡回(月2回)も定期的に行われ、食べ方やのびのびの状況把握しています。様々な食品に対するアレルギー児が多く、入園児確認、医師による指示書の提出と共に、献立配布前にアレルギー会議を行い、アレルギーマニュアルに沿って、誤食、誤飲がないよう何重にもチェックを行い防止に努めています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 各クラスに温度、湿度計が設置され、子どもの高さに合わせて、温度湿度計を移動し、エアコンや加湿器、扇風機を使用し、ハンドソープ、ペーパータオルを設置しています。登園時の手洗い推奨や、3歳児以上に看護師が手洗い指導を行っています。保育者は一日に3度の消毒を行い、玩具やイス、テーブルの消毒を行って衛生管理に努めています。週に1度、安全点検を実施し、子どもが快適に、安全に過ごせるよう環境を整えています。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルを整備し、定期的にシミュレーションを行い、全職員が対応できるように徹底しています。ヒヤリハット報告書を活用して、原因分析し、振り返り、情報を共有して再発防止に取り組んでいます。年度当初に、職員は「遊び方の約束」の確認を行ったり、週の初めに当番制で細かな安全点検を実施し、毎朝、早番職員が安全を確認し、事故防止に努めています。水の事故や不審者訓練、行方不明児訓練、AED講習などを定期的に行い、事故防止への意識を高めています。外部からの不審者侵入を防ぐため施設の門には複数の鍵があり、防犯カメラ、ネットランチャー、さすまた、パニックボタンを設置しています。危機管理担当職員が毎年、マニュアルの確認、見直しを行い、各クラスへ配布し職員は周知しています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 危機管理マニュアル、災害時のマニュアルがあり、全職員が目を通し定期的に確認し、周知しています。月1回の避難訓練を実施し、役割分担や対応を身につけ、報告書に記録し週案会議で振り返りを行い、園全体で共有し災害に備えています。年に1度、保護者参加の園児引き渡し訓練を家庭と連携して行っています。防災週間中に、防災に関する掲示を行い、震災等で必要な時に活用できるよう伝言ダイヤルの体験を保護者に勧めています。近隣住民との連携は難しいですが、消防士の指導の下、消火訓練や通報訓練を行っています。備蓄品の確認や展示を行い、他園と合同での防災無線訓練を行っています。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 園見学で訪れた親子から出た質問などから、地域の子育てのニーズの把握に努めています。電話での育児相談はコロナ禍でも行っていました。赤ちゃんホットステーションを実施、おむつ替えと授乳の場、ミルクのお湯の提供をしています。敬老の日、地域の交流会に5歳児が手紙を送り、交流の機会を徐々に増やしています。コロナ禍で、地域交流を中止していましたが、11月より地域の子育て家庭へ園庭開放を再開し、育児講座などを行って交流の場を提供していく予定で計画を進めています。散歩時に出会う地域の人との挨拶や園庭開放の案内などを進め、子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っています。		